

京セラ創業者・稲盛和夫の言葉 ——人を育てる——

日経トップリーダー 2024.2月号

後継者が会社の将来を左右する

努力を尽くしても 後継者を育てるのは 至難のわざ。

それでも後継者を選び 将来を託していかなければならない

いかに後継者を選んでいけばよいのか。

企業はゴーイング・コンサーン、つまり永遠に続くものでなければなりません。そのためには、まるで駅伝競走のように、経営という「たすき」を次の走者に渡していかなければなりません。いつまでも自分一人で走り続けるわけにはいきません。

そして、前の走者から「たすき」をもらった人は、自分の区間を必死で走って、また次の走者に「たすき」を渡していく、その繰り返しで企業が永続的な発展に導きます。

しかし、トップから見ると、どんなに優れた人であっても、それが息子であれ幹部社員であれ、後継者にするには頼りなく見えるものです。それは創業者であれば、なおさら感じることもかもしれません。

なぜなら、多くの場合、創業者とはゼロから事業を立ち上げ、自ら先頭に立って開発、製造、営業など経営全般の舵取りを行いながら企業を大きくしてきたがゆえに、自分と同等かそれ以上の人材を求めようとするからです。

しかし、なかなかそうした起業家精神にあふれた人材は見つかるものではありません。よしんば、人を育てる努力を最大限に尽くしたとしても、自分を超越するような人を育てることは至難のわざです。

それでも、後継者を選び、将来を託していかなければならないわけですが、人物を見抜くということは並大抵のことではありません。間違った人を後継者に据えたばかりに、会社が没落していったという例は枚挙にいとまがありません。いかに輝かしい歴史を持つ日本を代表するような大企業であっても、また創業者がいかに立派な人物であったとしても、その後継者の選択を誤れば、またそうした誤った選択が続いたならば、遠からずして企業は没落し、衰退の道をたどることになります。

特定技能に4分野追加

外国人材受け入れ拡大へ

下野新聞 2024年1月29日

政府が、外国人労働者を中長期的に受け入れる特定技能制度の対象に、自動車運送、鉄道、林業、木材産業の4分野を追加する方向で検討している。

「即戦力人材」として最長5年滞在できる特定技能1号の対象分野が、現在の12分野から16分野になる。

特定技能とは

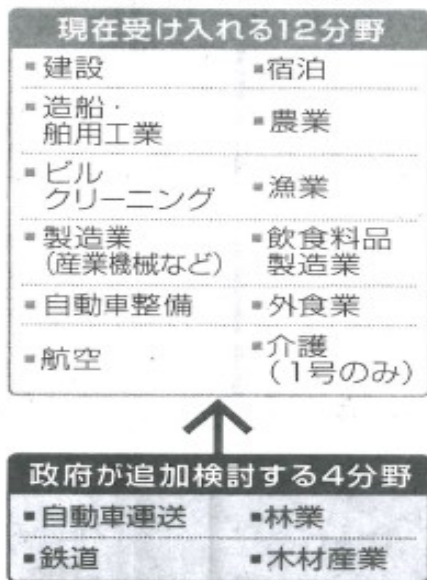
労働力不足に対応し、即戦力の外国人を受け入れるため2019年に創設された在留資格。

農業や建設、宿泊など12分野を対象に最長5年働ける1号と、熟練技能を要し、11分野を対象とする2号がある。2号は配偶者と子どもの帯同が認められ、事実上永住も可能。

23年11月末時点で1号は約20万人、2号は29人。技能実習からの移行が多い。分野別の技能試験や日本語試験に合格する必要があるが、技能実習を良好に修了すれば試験なしで1号に移行できる。

技能実習制度・特定技能については、別紙詳細資料をご確認ください。

特定技能の対象分野



■自動車運送…バスやタクシー、トラックの運転手など

■鉄道…車両製造や運転士、駅員などの業務を加えたいとの要望が業界から出ている

■産業機械などの製造業分野に、繊維や印刷といった業務を加えることも検討

■外国人が日本で就労するには、入管法で規定された「就労できる在留資格」が必要である。

■事業主は、外国人を雇用する場合、その在留資格が「就労できる資格」であることを確認する必要がある(在留カードによる就労可否の確認)。就労できない外国人を雇用すると、「不法就労助長罪」の適用を受ける。

「在留資格」と「在留カード」

在留資格	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人が日本に在留することについて、入管法が定める一定の資格のこと ■ 外国人は、この認められた在留資格をもとに日本に在留することになり、在留することのできる期間、在留中に行うことができる活動が、在留資格ごとに法定されている。
在留カード	<ul style="list-style-type: none"> ■ 在留資格を得て日本に中長期在留する者に交付されるカード ■ カードには、氏名、番号、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間、就労の可否等が記載され、16歳以上の場合は、顔写真が表示される。



(左：在留カード表面／右：在留カード裏面 出入国在留管理庁ホームページより)

1 就労が認められる在留資格（就労制限あり）

在留資格	該当例	就労の可否
外交	外国政府の大使、公使等およびその家族	○ 一定の範囲で可能
公用	外国政府等の公務に従事する者およびその家族	
教授	大学教授等	
芸術	作曲家、画家、作家等	
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等	
高度専門職	ポイント制による高度人材	
経営・管理	企業等の経営者、管理者	
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	
医療	医師、歯科医師、看護師	
研究	政府関係機関や企業等の研究者	
教育	高等学校、中学校等の語学教師等	
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等	
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者	
介護	介護福祉士	
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等	
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等	
特定技能	特定産業分野の各業務従事者	
技能実習	技能実習生	

2 就労できない在留資格

在留資格	該当例	就労の可否
文化活動	日本文化研究者等	×
短期滞在	観光客、会議参加者など	×
留学	大学（院）～小学校等の学生・生徒	×
研修	研修生	×
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	×

3 就労の可否が個別に決められる在留資格

在留資格	該当例	就労の可否
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	△ 個々の内容による

4 身分・地位に基づく在留資格（就労制限なし）

在留資格	該当例	就労の可否
永住者等	永住許可を受けた者	○ 就労制限なし
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子	
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している子	
定住者	日系3世、中国残留邦人など	

フルタイム労働者の平均月給 31.8 万円に

厚生労働省統計（1/25）

24日、厚生労働省が2023年の賃金構造基本統計調査の速報値を発表した。例年3月頃調査結果を発表してきたが、春闘での賃上げ交渉の参考とするため、今年から速報値を発表することとされた。フルタイム労働者の所定内給与は31万8,000円（月額。前年比2.1%増）で、過去最高だった。

年齢別では55～59歳が1.7%増だったのに対し、25～29歳が2.8%増となるなど、若年層の伸びが目立った。

学歴別では、大卒が1.9%増の36万9600円、高卒が2.9%増の28万1800円。

伸び率は1994年以来29年ぶりの高さとなり、特に34歳以下の若年層と60歳以上の層で大きく伸びた。